

入 札 説 明 書

この入札説明書は、公益財団法人えひめ女性財団会計規程第28条の規定により、愛媛県会計規則の規定を準用し作成したものであり、愛媛県男女共同参画センター3階作業室FCU改修に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）が熟知し、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県男女共同参画センター3階作業室FCU改修業務
- (2) 業務名及び数量
愛媛県男女共同参画センター3階作業室FCU改修業務 一式
- (3) 業務の内容等
愛媛県男女共同参画センター3階作業室FCU改修業務仕様書のとおり
- (4) 期間
契約締結日から令和9年3月31日(水)までの間
- (5) 業務実施場所
愛媛県男女共同参画センター（愛媛県松山市山越町450番地）
- (6) 入札方法
(2) に要する総価で行う。
また、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者に必要な資格・要件

愛媛県知事の審査を受け、令和8年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有する業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 法令等の定めによる許認可に基づいて業務を行う必要がある場合にあっては、その許認可を得た者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請の提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止期間中でない者であること。
- (4) 上記(1)から(3)の資格を有し、適切かつ確実に業務を遂行できることの確認を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
公益財団法人えひめ女性財団
愛媛県男女共同参画センター1階事務室（月曜日は休館）
所在地 〒791-8014 愛媛県松山市山越町450番地 電話番号（089）926-1633（直通）
- (2) 入札及び開札の日時、場所等
入札は、事前に交付する入札書又は当日配布する入札書にて行い、即時開札とする。
日時 令和8年10月30日 金曜日 午前11時00分
場所 愛媛県男女共同参画センター 1階 ミーティングルーム

4 入札資格確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

(1) 必要書類

ア 2 入札参加者に必要な資格・要件 に掲げる資格を有することを証明できる書類

(2) 提出先及び提出期限等

ア 3 (1) の場所

イ 提出期限：令和8年10月24日 土曜日 正午まで

ウ 提出方法：持参又は郵送（期限必着）

エ 受付時間：持参の場合は、火曜日から日曜日の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 入札参加の可否の通知

提出された書類の内容を確認し、入札参加の可否について入札日までに提出者に郵送又は電子メールにて通知する。

5 質疑事項の取り扱い

質疑事項がある場合には、質問書（別添様式参照）により行うことができる。

(1) 提出先 3 (1) の場所

(2) 提出期限 令和8年10月24日 土曜日 正午まで

6 入札手続に関する注意事項

(1) 入札書（見積書）については、当日配布するもの又は事前に交付するものを使用すること。（入札参加者又はその代理人は、必要な印鑑を持参のこと。）

(2) 入札参加者又はその代理人は、愛媛県会計規則、入札説明書、契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、質疑事項がある場合は、質問書（別添様式参照）により説明を求めることができる。但し、入札後これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は日本語に限るものとし、また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。

(5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を明瞭かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない。（鉛筆書きによる記載は不可）

(6) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。但し、押印に代わるものとして外国人による署名は認める。

(7) 入札参加者の代理人は、委任状に入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。

(8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の入札金額を訂正することはできない。（入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。）また、入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。

(9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(10) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。

(11) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、受託業務に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

7 入札会場における注意事項

- (1) 入札及び開札は入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的に入札会場には入札執行事務に係る職員を除き他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほかは、開札が終了するまで退場することができない。
- (3) 代理人による入札を行う場合には、代理人は入札会場において入札開始前に入札権限に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。（「代理入札を行う場合の『入札書、委任状』記入の注意事項」参照）
- (4) 入札会場において次の各号に該当する者は当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (6) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは2回を限度として見積に移行するものとする。

8 無効の入札書

次の各号に該当する入札書は無効とする。この認定は入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。（関与した全ての入札が無効）
- (3) 入札参加者又はその代理人が他の入札参加者の代理をして入札したとき。（関与した全ての入札が無効）
- (4) 入札書の入札金額を訂正して入札したとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書及び委任状において、氏名等に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において必要な手続要件を備えていないとき。

代理入札における注意事項を、別添（代理入札を行う場合の「入札書、委任状」記入の注意事項）に取りまとめたので熟覧しておくこと。

（参考）代理入札における無効の例

- ア 代理入札であるにもかかわらず入札参加者本人による入札書を提出したとき（入札書を厳封して持参したとしても無効）
- イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき
- ウ 代理人の印影が入札書と委任状で異なっているとき
- エ 委任状に代表者印がないとき（社印は意思表示にならない）
- オ 委任状に代理人の印がないとき
- カ 入札書に代理人の印がないとき
- キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき（意思表示者が不明）
- ク 代理人の印がシャチハタ印であるとき など

- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
- (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
- (12) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
- (13) 入札者が入札に関し財団職員の指示に従わなかったとき。
- (14) その他愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込をした者を契約の相手方とする。ただし、入札価格が公益財団法人えひめ女性財団低入札価格調査実施要綱に規定する調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、落札者の決定を保留し必要な調査を行った上で落札者を決定するものとする。
(別添「公益財団法人えひめ女性財団低入札価格調査実施要綱」のとおり)
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときには、入札事務に関係のない職員を入場させこれに代わりくじを引かせるものとする。
 - (3) 入札価格に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
 - (4) 開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合がある。また、入札参加者及びその代理人は入札執行者の行う調査に協力しなければならない。
 - ア 契約の相手方となるべき者の申込による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。
 - (例) 最低賃金を下回った価格で入札額の積算を行っていると思われる場合 など
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当と認められるとき。
- なお、最低の価格で入札をした者を落札者とししない場合は、予定価格の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者としてすることがある。
- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
 - (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、愛媛県会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出することにより申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は以降の入札には参加できない。
 - (8) 落札者は指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。落札者が指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは落札の決定を取り消すことがある。
 - (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
 - (10) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

10 契約条項

契約書（案）のとおり。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、過去2年間に国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類の提出があり、愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第137条の規定に準じて、入札保証金の納付を免除する場合がある。
- (2) 契約に際しては契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第154条に該当すると認められた者については、契約保証金の納付を免除する。

12 その他の事項

- (1) 入札参加者若しくはその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該者が、負担するものとする。
- (2) 事務担当及び入札関係書類の交付等は、3（1）のとおりとする。